

**第 1 回**  
**2016 年度 DRP 検討委員会 議事録**

日時： 2017 年 2 月 20 日（月） 18:37～20:59  
場所： JPNIC 会議室

**1. 議題**

1. 自己紹介など
2. 背景説明
3. 議論検討（JIPAC からの要望に基づく検討事項について）
4. 今後の予定
5. その他

**2. 資料**

- |         |  |
|---------|--|
| 資料 1    | 2016 年度 DRP 検討委員会チャーター   |
| 資料 2    | JP ドメイン名紛争処理方針およびその手続規則の要検討事項  |
| 資料 3    | 主な変更点に関する論点整理  |
| 参考資料 1  | JP ドメイン名紛争処理方針(JP-DRP)   |
| 参考資料 2  | JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則   |
| 参考資料 3  | 属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則                                     |
| 参考資料 4  | 汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則   |
| 参考資料 5  | 都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則  |
| 参考資料 6  | Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP)                 |
| 参考資料 7  | 統一ドメイン名紛争処理方針（日本語訳）  |
| 参考資料 8  | Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP Rules) |
| 参考資料 9  | 統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則  |
| 参考資料 10 | JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則  |
| 参考資料 11 | WIPO Supplemental Rules for UDRP（日本語訳付）                              |
| 参考資料 12 | 検討委員会規程  |
| 参考資料 13 | JPNIC 個人情報保護方針   |

### 3. 出席者(50音順)(敬称略)

|      | 氏名    | 所属                     |
|------|-------|------------------------|
| 委員長  | 井上 葵  | アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士 |
| 委員   | 卜部 晃史 | 弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士  |
| 委員   | 早川 吉尚 | 立教大学 教授/弁護士            |
| 委員   | 堀籠 佳典 | 桜坂法律事務所 弁護士/弁理士        |
| 担当理事 | 曾根 秀昭 | JPNIC 常務理事 DRP 担当      |

JPNIC 事務局：前村昌紀、山崎信、藏増明日香

### 4. 議事

18時37分に委員長の井上氏により開会された。

#### 1. 自己紹介

各委員および担当理事より自己紹介がなされた。

#### 2. 背景説明

事務局前村より、資料1乃至3に基づき、2016年度DRP検討委員会の目的事項について説明がなされた。すなわち、紛争処理機関（知的財産仲裁センター）より、JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則に関し、改善案につながる指摘をいくつか受けたものであり、指摘を受けた内容を中心に同手続規則およびJPドメイン名紛争処理方針を始めとする文書群の改定を検討し、検討結果に基づく助言を行うことが2016年度DRP検討委員会の目的事項である。

#### 3. 議論検討：JIPACからの要望に基づく検討事項について（資料3）

資料3「主な変更点に関する検討資料」について、以下のとおり議論がなされた。

##### (1) 主な変更点に関する論点（第I部）について

###### ■ 項番1【申立書を送付すべき対象】

- 申立てが行われ、日本知的財産仲裁センター（JIPAC）がドメイン名登録者に申立書を送る場合、何をもちて JIPAC が送付義務を果たしたと判断すべきか。現在の規定では、JIPAC が送付義務を果たすために送付しなければならない先が多過ぎ、JIPAC にとって負担になっていることは事実。送付しなければならない先を絞ることは検討の余地がある。なお、何をもちて JIPAC が送付義務を果たしたと判断するかについては、JIPAC の判断に委ねる話かと JPNIC は考えている。（JPNIC）
- UDRP では FAX 送付も郵送による送付も廃止されている。同じようにはできないか。
- UDRP では申立件数も大変多く、完全電子化への移行も必然だったしスムーズに移行できたが、JP-DRP で同じようにできるかどうか。不安が残るとの意見もある。連絡方法を電子メールに一本化した場合、自分が保有するドメインについて JP-DRP に基づく申立てがなされた

ことを連絡する紛争処理機関からのメールをドメイン名登録者が見落とす、あるいは、メールを受信しておらず申立てがなされたことを知らなかった等の可能性はないのか。電子メールのみでは確実な送達と言うには足りないという懸念はないか。(JPNIC)

- ドメイン名登録の際、ドメイン名の登録規則に同意する形になっている。そして、登録規則では、もしドメイン名登録者の情報に変更があった場合には、そのドメイン名に関する WHOIS 情報を更新せよと定められている。なので、もし情報更新しておらず、JIPAC からの申立ての連絡メールを受信できない結果になったとしても、または、メールチェックを怠っていて申立てを起こされていたことに気付かず、その結果不利益を被ったとしても、止むを得ないのではないか。
- 連絡方法を電子メールのみに一本化した方がよいのではないのか。何か問題はあるか。JIPAC はその方がよいのではないのか。
- 懸念は JIPAC のサーバの容量。全ての資料を電子データで送られて来ると JIPAC は対処できない。
- 申立書や関係資料を電子メールで JIPAC 宛に送信される場合の容量に関する規定が JP-DRP 手続規則内にないことが問題なのか。
- その場合（連絡方法を電子メールのみに一本化する場合）、JIPAC でサーバの容量オーバーを起こす懸念がある。サーバをより容量の大きいものに変える場合、投資が必要になり、JIPAC としては、今は即答できない。電子メール以外の送付方法も残して欲しい。
- 電子メールによる連絡を原則として、他の送付方法も残す。JIPAC の送付義務の問題については、原則電子メールによるものとし、他の送付方法も幾つか残し、仮に電子メールで送付できていなかったとしても合理的に考えて他の送付方法で送付できたと考えられることにすればよいのではないか。
- 何をもって「合理的」と考えるかを決めておいて欲しい。JIPAC では、何が「合理的」かを判断できないかも知れない。
- 今月（2017年2月）中ぐらいに JIPAC の見解をまとめて欲しい。いつ頃までに JIPAC の見解を出してもらうことができるか。電子化一本化する/しないは、一長一短なところもある。
- 電子化一本化は不安が残るような気がする。一旦手続きが進めば連絡が電子メールであるかも知れないと認識するだろうが、最初の、申立てを知らせるメールは見落とす可能性もあるのでは。
- 「合理的」というのは、届いたと「合理的」に判断される必要があるという意味か、あるいは、送付手段が「合理的」であればよいのか。
- 受領したことまで「合理的に」判断されることを求めるのは無理があるかも知れない。その手段を使えば普通は届くという意味で、送付手段が「合理的」ということでよいのでは。
- 現在の規定では、第2条(a)に定められている送付方法を全て JIPAC が採らなければならない。相手に受領確認を返すことを求めて、受領確認が戻って来なければ届いていないかも知れないと判断し、ファクシミリや郵送で送ることにすれば一歩前進にはなる。
- 原則電子メールで送付するとするが、申立書のみ電子メールで送り、添付書類は郵送という風に別手段で送ることもできるのではないか。そもそも DRP の仕組み、法的にはその仕組みをどう説明すべきなのか、必ずしも明らかではない。仲裁と異なり *res judicata* がない。当事

者は DRP に基づく手続きの結論を争いたければ話を裁判所に持って行くこともできるので、既判力のない adjudication のようなものとも言える。あるいは、単にドメイン名登録の後日審査とも言える。定義付けは難しい。DRP の手続きの中で訴訟や仲裁のような手続保障を要求し過ぎると、DRP の制定目的である「簡易迅速」から外れてしまう可能性がある。DRP、訴訟や仲裁とは飽くまでも異なる仕組み。

- 例えば、電子メールで申立書を送付し、受領確認が来なかったので後日別手段で再送した場合、「送付の日」はいつになるのか。一週間後に再送した日が送付した日になるのか。紛争処理機関が申立人から申立書を受領してから 3 日以内に紛争処理機関はドメイン名登録者宛に申立書を送らなければならないと手続規則に定められているので（手続規則 4 条(a)、1 週間後に再送した日を「送付した日」にすると、手続きを遵守できていないことになってしまう。どうしたらよいのか。
- 日付を 2 つ運用するしかないのでは。最初に電子メールで申立書を送った日は 4 条(a)が定める「3 日（営業日）以内」で、3 営業日以内に電子メールで送ってあげればよしとする、というように。（JPNIC）
- 訴訟の場合の差置送達のようにできないか。
- それであれば、電子メールによる送付を原則として、残りの送付手段（郵送/FAX）は補助的な手段として、補助的手段を採ることもできる、とした方がよいのではないか。そうすれば、最初の電子メール送付だけで義務は果たしたことになる。
- JIPAC の容量の問題も、添付書類なしに申立書のみ送付して、受け取れないという事情が登録者側にあるのであれば、郵送で送ることもできる、としてしまえば解決できないか。
- 済んだ案件に関するデータ資料は別のところに保存するようにすればサーバの容量の問題もなくなるのでは。済んだ案件のデータ資料の保存は JPNIC や JPRS に頼むという方法もあるか。
- 電子メールが原則とするのであれば、郵送による送付は補助的な手段という位置付けは通すべき。（JPNIC）
- 議論の結論としては、電子メールが原則で、他の方法も採ることができる、という方向に。

#### ■ 項番 2 【メールでの資料送付の際の容量制限】

- 現行の手続規則第 3 条(b)および第 5 条(b)で、申立人および登録者は電子メールで申立書/答弁書および関係資料を送る際に「電子メールに添付できない関係書類は除く」と定められている。しかし、読み手の解釈で「添付できない関係資料」を広く解釈した場合、必要な資料が「添付できない関係資料」と解かれて JIPAC に送られて来ないという問題が起きている。JIPAC 側の容量の問題があり（電子メールに添付される容量が実質 7 メガ程度を超えると受信できないという JIPAC の事情）、また、「電子メールに添付できない関係書類は除く」との文言が解釈の幅を生むので、この文言を削除し、電子メールに添付可能な資料や一通の電子メールに添付してよい容量については別に補則で定めるようにしたい。（JPNIC）
- 補則に委ねる場合、紛争処理機関としては補則の案を出してもらえると助かる。
- 【申立書を送付すべき対象】の話と合わせて、提出方法は電子メールによる提出を原則とすることに統一するということがよいか。

- 原則電子メールで。申立書が JIPAC に提出される。それを JIPAC がドメイン名登録者に送る。そうした作業を電子メールで行うことができるとよいのだが、容量の問題がある。容量の話は補則でカバーする方向で。
- JIPAC としては、原則電子メール送付にした場合、送られたのに受け取っていないという事態を回避するために、JIPAC が受領確認を送って初めて JIPAC が受け取ったことにする等して欲しいと思う。
- その辺りの細かいところは補則で書く感じか。
- JIPAC としては、送られてきたものを認識できていない可能性について心配がある。また、提出物のタイムスタンプをどこまで信用してよいか、という問題に加え、サーバの不調等の懸念も。
- その懸念は、JIPAC が申立書をドメイン名登録者に 3 日以内に送付しなければならない、という点との関係から生じているか。
- 逆に受領確認を送る手間は負担にならないのか。(JPNIC)
- 受領確認を送る手間が負担にならないかについては、JIPAC 側で確認が必要。
- 結論としては、答弁書も原則として電子メールによる提出の方向。答弁書の送付に関する条文の書きぶりを、申立書の送付方法の場合に揃える。

#### ■ 項番 4【裁定書に記載すべき登録者の情報について】

##### 【紛争当事者の実態の確認について】

- 裁定文の公表について。また、紛争当事者の実態の問題について確認したい。裁定文の公表における個人情報保護との兼ね合いについては、紛争処理方針第 4 条 j.「通知と公表」に従い、公表する範囲を JPNIC が判断する。当事者の実態の問題は、WHOIS に登録されている者をドメイン名登録者として扱うということによいのではないかと考えるが、確認したい。  
(JPNIC)
- 論点 2 つ。裁定文にどこまで登録者の情報を書くか。紛争処理方針第 4 条 j.に JPNIC が公表する範囲を決めることができるとあるので、第 4 条 j.に従い JPNIC が対応する。
- 現在の規定を変える必要はないということか。
- そのとおり。(JPNIC)
- 裁定文の公表義務は JPNIC にある。個人情報保護の問題は JPNIC が考えることなので、パネルには粛々と裁定文を書いてもらえばよく、裁定文に個人情報を書かない方がよいのではないかな等の検討をしてもらわないといけないということ。ただ、個人情報を伏せずに裁定を公開することには、サイバースクワッターに対する見せしめという意義があったのではないかな。
- 元々、WHOIS に個人情報が載っていたので、その情報がそのまま使われている形になっているだけではないのか。30 年前に WHOIS ができたときは、個人情報という概念はなかったし、個人情報と言っても、元々 WHOIS に掲載されている情報。ただ、WHOIS にその情報が既に載っている問題とは別に裁定文における個人情報保護の問題を検討し、個人情報保護の観点から掲載しないという判断はあり得るか。(JPNIC)
- アンチドーピングの世界における仲裁判断は名前なども掲載している。ただし、未成年は掲

載しない。この場合の掲載は見せしめ目的なので、敢えて掲載し、ただし、一定期間が過ぎたら掲載は削除される。見せしめ目的と個人情報保護のバランスを検討する必要がある。そして、それは JPNIC が検討する話。JIPAC に求められていることは裁定文を書くところまで。

- もう 1 点の検討事項、紛争当事者の実態について。WHOIS 上の登録者と異なる氏名や住所が答弁書に書かれている場合はどうするか、というのが懸念点ということで宜しいか。
  - 異なる氏名や住所が答弁書に書かれているというのは、具体的にどういうことなのか。
  - WHOIS に登録されている住所と答弁書に書かれている住所が違う等。
  - 元々、ドメイン名の登録にあたって自分の氏名等を出さない人がある。業者を使ってドメイン名を登録する等。(JPNIC)
  - それは、業者が登録者ということなのではないのか。
  - WHOIS の情報と異なる情報で答弁書が提出された場合には、正しい情報で提出し直してもらおうよう指導するということか。
  - 商事仲裁などでも、例えば 100%子会社が紛争の当事者であるにも拘わらず、親会社の代表者や法務担当者が当事者として参加しようとする場合等がある。その場合は、親会社は当事者ではないので、飽くまでもオブザーバとしての参加を認めるに留まる。訴訟の場合も形式主義でやるのが通常だ。別人が登場して“真の当事者は私”と発言したところで、そのような主張は通用しない。
  - 結論としては、形式主義に。
- 項番 13【裁定に記載される答弁書の提出期限と答弁書提出期限に関する定め of 明確化】について
- 答弁書の提出期限が手続開始日から 20 日となっている。その提出期限日に電子メールと郵送の両方で提出された場合で電子メールによる提出物と郵送による提出物に差異があった場合、事実上期限が守られていない結果となっており、それが懸念点。(JPNIC)
  - 期限に遅れて答弁書を提出する場合は、パネルの裁量で考慮するというのでよいか。
  - 商事仲裁などでもよくある話だが、通常遅れてきても受け付ける。本当に止むを得ない場合もあるので事情を考慮する。答弁書というのは最初の反証。その後の進行の中で期限を決め、期限が守られない場合、遅れて提出されたものを見ないことはある。しかし、答弁書は最初の反証の機会なので、期限は緩めに判断しているのが通常の運用と思う。
  - この点も提出方法を原則電子メールによるとすれば解決する。
- (2) 主な変更点に関する論点（第 II 部）について
- 項番 3【登録者への申立書送付期限の延長の当否】
- 手続き上、紛争処理機関は、申立てが行われた場合、申立書の不備等を確認して 3 日以内に申立書をドメイン名登録者に送るとされている。しかし、3 日は厳しいので、5 日に延長して欲しいとの JIPAC からの要望である。5 日に延長しても「簡易迅速な紛争処理」との制度の目的に反するとも思えないので、JIPAC の要望どおり 5 日に延長したいと思うが、どうか。(JPNIC)

- 特に異論はない。
- 勿論、早く処理できる分にはやっても構わない。
- 他、特に異論出ず。

■ 項番 5 【3 名パネルが選択された場合の 3 人目パネル指名の手続き】

- 現在の手続規則では、3 名構成パネルが選択された場合、1 人目のパネルは申立人の要望を聞いて指名し、2 人目のパネルはドメイン名登録者の要望を聞いて指名し、3 人目のパネルは、手続規則第 6 条(e)で「三番目のパネリストは…(中略)…両当事者が示した意向を踏まえ、合理的なバランスを考慮した上で、紛争処理機関により指名されなければならない。」とされている。しかし、1 人目 2 人目の指名の際に各当事者の意向を聞いているので、3 人目は紛争処理機関が決めてよいとできないかとの JIPAC の要望である。各当事者の希望を聞いて 3 人目パネルを指名する程、パネル候補者の人数が多い訳でもないとの事情もあるかと思うが、如何か。手続規則第 6 条(e)の改定案、「三番目のパネリストは、両当事者の意向に依らず、紛争処理機関が指名する者とする。」の、「両当事者の意向に依らず」は不要かも知れない。

(JPNIC)

- 「両当事者の意向に依らず」は不要。「三番目のパネリストは、紛争処理機関が指名する者とする。」でよいと思う。
- 仲裁機関でも 3 人目の仲裁人は仲裁機関が決めている。
- 仲裁期間によってはリスト方式もあるが。ただ、JIPAC の要望ということであれば、それでよいのではないか。
- 3 人目を選ぶ際に手こずることは確かにある。ただ、JIPAC のパネリスト候補者一覧に載っている候補者が立場の違いが鮮明ということはないと思う。
- 改定案のとおり改定する。

■ 項番 6 【記載事項の省略、その 1】について

- 現行の手続規則第 3 条では、申立人は、申立ての際、3 名パネルを希望する場合には、希望するパネリスト 3 名の指名と連絡先を紛争処理機関に通知すると定められている。また、同第 5 条では、ドメイン名登録者側も、答弁書において希望するパネリスト候補者 3 名の氏名と連絡先を紛争処理機関に通知すると定められている。しかし、紛争処理機関はパネリスト候補者一覧を持っており、また、連絡先も把握しているため、JIPAC としては氏名のみ挙げてもらえば十分で、連絡先まで書いてもらう必要はないとのこと。手続規則第 5 条および第 6 条から「と連絡先」と削除しても問題ないか。(JPNIC)
- 元々 UDRP に倣って作成したところ、JP-DRP も同じような仕組みになっているということか。UDRP の場合は、パネリスト候補者数も莫大で、希望パネリストの特定のために連絡先まで記載せよと定められているのではないか。現在、JIPAC のパネリスト候補者の人数は相当限られるし、氏名だけで特定できるなら連絡先は不要か。
- パネリスト候補者名簿に入れ替えがあった場合や同姓同名がいる場合等は連絡先まで記載してもらい、特定が必要とは思いますが。
- 今後、同姓同名のパネリストがいる状態になった場合には配慮が必要。(JPNIC)

- 連絡先を書いてあった場合に何か問題があるのか。
- 不正確な情報を書かれると却って混乱するのでは。人物の特定ができるのであれば、書いてもらう必要がないということなのではないか。
- 提案のとおり改定して問題ないと思われるため、改定案のとおり改定する。

■ 項番 7【記載事項の省略、その 2】について

- 手続規則第 3 条においては、申立ての際に、適用される紛争処理方針および手続規則の写しを申立書に添付するよう、定められている。しかし、JP-DRP に基づく申立ての場合、JP-DRP 紛争処理方針および手続規則に基づいて申立てが行われており、他の規則等が適用される可能性がないので、この規定は不要ではないか。(JPNIC)
- JP-DRP を策定した当時、UDRP に倣って策定したことのアピールのために、UDRP のコピーのような状態で JP-DRP はスタートした。しかし、状況も変わっているので、全く同じにする必要はないのではないか。
- 問題ないと思われるため、改定案のとおり改定する。

■ 項番 8【和解が成立した場合の規定の明確化】について

- 現行の手続規則第 17 条(b)において、「申立が取り下げられたとき、または、両当事者が裁定前に和解するとの合意に至ったときには、パネルはその手続きを終了しなければならない」と定められている。しかし、パネルが構成される前に和解が成立する可能性もあるため、第 17 条(b)から「パネルは」と削除したらどうかとの JIPAC との提案である。また、和解が成立した場合の規定をどのように書くべきか。(JPNIC)
- 問題の所在がよく分からない。
- パネルが指名されない内に和解が成立した場合に、手続きを止められない。(JPNIC)
- 終了させる人がいないので手続きを止められないということ。
- パネルの手続終了宣言を念頭に置いている規定と思われる。
- 申立書が提出されれば手続きが進んでしまう。パネルが構成されてからはパネルに宣言してもらいたいということか。
- 宣言も不要という考えもある。
- 自動的に終了するのか、パネルに宣言してもらうのか。
- 和解の合意に至ったときは、それをパネルが確認すると思う。つまりは、和解が成立したか否かをどのように確認するかの問題。
- 和解した旨の何かしらの書類を出して来られても、和解が本当に成立したのかどうか判断できない。そうした場合はパネルに判断してもらうのが穏当かなと思う。
- では、パネルが指名されるまでは終了できないことになるか。(JPNIC)
- 和解が成立しているのであれば、わざわざパネルを呼ぶ必要はないのでは。
- 事件管理者が終了させればよいだけの話。
- 通常、和解が成立した場合、その中で取り下げについても合意されていると思う。なので、和解の内容に基づいて取り下げてもらえば済む話では。なお訴訟の場合は、取下合意書を被告に渡しておく。訴えが取り下げられない場合は、被告が取下合意書を裁判所に提出すれば

よい仕組み。取り下げは明確な行為、事務レベルで判断できる。しかし和解が成立したか否かの判断はリスクを伴う。そのため、和解が本当に成立したか否かはパネルに判断してもらわないといけない。パネルがないときについては、和解と同時に取下げについても合意している筈なので、和解内容に基づいて取り下げてもらえばよいだけの話。結局、何が問題かと言うと、手続規則第 17 条に、申立てが取り下げられたら手続きは終了すると書かれていないことが問題。その規定を現行の 17 条に盛り込めばすべてカバーするのでは。

- いちいち、どういった場合は取り下げる等は書かないということか。
- そのとおり。
- パネルがいる場合には、パネルは手続きの終了宣言をする。もし、手続きの中で自白する等があれば、パネルが和解を提示して、後は和解の内容を履行するよう求めるだけ。
- パネルがないときはどうするのか、との問いには答えていなかった。その場合は、「取り下げて下さい」と言うだけ。和解が成立したと聞かされても、事実かどうか判断できないので。
- そのように改定する。

#### ■ 項番 9【用語記載統一】

- 1 点目、「および」と「及び」の統一、2 点目、「申立」と「申立て」の統一、3 点目、「後●日以内」と「から●日以内」を統一したいとのこと。(JPNIC)
- 1 点目は、公用語（法律）は「及び」。
- 2 点目、「申立て」。法律は「申立て」。
- 法律からあまりずれない方がよい。
- 3 点目は「から●日以内」だろう。
- 「法令における送り仮名」というページなどもあるが。法律の指針に準じる、ということで。JPNIC 事務局で確認する。(JPNIC)
- 一同、異論なし。

#### ■ 項番 10【明らかな引用箇所の錯誤の訂正】

- 手続規則第 5 条(b)(iv)において、第 3 条(c)(vii)が引用されているが、第 3 条(c)(vii)という条文は存在せず、第 3 条(b)(vii)の誤りと思われるので、修正したい。(JPNIC)
- 一同、異論なし。

#### ■ 項番 11【一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行に伴う表記の変更】

- 法改正により、社団法人から一般社団法人になったので JP-DRP 紛争処理方針および手続規則内で「社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター」となっている箇所の修正が必要。もっとも、冒頭「社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター」と書かれているが、以下は「(以下「JPNIC」という)」とされているため、修正が必要な箇所は冒頭のみである。(JPNIC)
- 異論なし。

#### ■ 項番 12【出訴したことを証する文書の提出】

- JP-DRP および手続規則に基づき裁定が下された後に、いずれかの当事者が出訴し、JPRS における裁定の実施を保留させる場合、出訴した旨を示す文書の提出が求められるが、具体的に何を提出したらよいのか、紛争処理方針第 4 条 k.の書きぶりが不明瞭である。また、第 4 条 k.では、出訴したことを称する文書の「正本」と提出しろとの書きぶりになっているが、正本は JPRS に提出できないように思う。第 4 条 k.の最後に「上記の正本にかえ、写しを提出することができる。」と書いてあるので、差し支えはないとも言えるが、もう少し明確にできないか。(JPNIC)
- 裁判所受領印のついた訴状に限定してしまうと、訴状に受領印をもらい忘れることもあり、後から受領印はもらえないので、救済手段が欲しい気はする。
- しかし、「裁判所受領印のある訴状等」と、「等」とついているので問題ないのでは。
- 紛争処理方針第 4 条 k.は、事実上 UDRP の翻訳のようなものか。
- よく分からない。
- 例えば、訴訟を起こしたときに訴訟提起証明書というものがあるようだ。
- そのような証明をもらったことがないので、どのようなものかよく分からない。
- 訴訟を起こした場合にそれを証明するものは他にもあり、その内の一つが訴状の正本、ということか。(JPNIC)
- 訴訟係属証明書等と同じようなものか。
- 先日、東京地裁の民事部民事受付に訴訟提起証明書について聞いた。訴訟提起証明書というものは出しているが、飽くまでも訴訟提起の事実の認証という扱いということだった。裁判所書記官が書記官業務の一環として事実の認証を行っているに過ぎず、訴訟提起の事実を証明するのみで中身の証明までする訳ではないので、訴訟提起証明書には訴状の写しを添付して欲しいとのことだった。訴訟提起証明書に訴状の写しを添付して持っていくと証明の印鑑を裁判所が押してくれるという仕組みとのこと。なので、訴訟提起証明書には訴状のコピーは添付しなければならない。(JPNIC)
- そのような証明を裁判所に求めると、そこに裁判所が印鑑を押してくれるということか。それであれば、その証明書は印鑑が押されているのだから正本ということになり、出訴したことを示す文書の正本は提出できることになる。正本を出せないという訳でもないのでは。
- 出訴したことを示す文書として訴状の写しを提出する場合は、正本は出せないことになる。第 4 条 k.に「裁判所受領印のある訴状等」と書いてあるが、これを「裁判所受領印のある訴状の写し等」に変えれば問題は解決するか。しかし元々、「等」とあるので問題ないのでは。何が問題の所在なのかよく理解できない。
- JP-DRP 紛争処理方針第 4 条 k.は UDRP の忠実な翻訳のように見える。
- 文書の例示として、「文書（裁判所受領印のある訴状等）の正本」としか書かれていなかったもので、「訴状の正本」とは何か、と考えてしまったのではないか。(JPNIC)
- 裁判所受領印のある訴状の写しではダメなのか。
- 管轄裁判所に出訴したことを示す文書の正本と言っている。
- 訴状の正本というところに限定して考えていたので、疑問が生じた。(JPNIC)
- それは限定して解釈し過ぎと思う。
- 出訴したとの証明の正本は出せる。訴状の写しに裁判所の証明印が押されたもの。

- それは正本とは言わないのでは。
- 結局、何をもって「正本」と言うのか。いっそ第4条k.から「正本」を削除したらどうか。
- 印鑑が押された書類は、印鑑が押された書類としては原本なのでは。
- 「正本」が解釈の幅を生むので、「正本」を削除してしまえば解決するか。
- UDRP では、official documentation と書かれている。
- 第4条k.の（裁判所受領印のある訴状等）の括弧内の書き方をもう少し工夫した方がよいのでは。訴訟提起証明書とは、訴状のコピーの上に提起証明書というカバーが付くイメージか。  
(JPNIC)
- 後から訴訟提起証明を求める場合、添付する訴状のコピーとして実際の訴状と少し違うものを添付したらどうなるか。内容の同一性は担保されるとは限らないのだろうか。
- 裁判所もチェックはするだろう。
- しかし、裁判所も完全な同一性までは証明できない。提起したことの証明に過ぎないのでは。
- 訴訟提起証明書における当事者（原告・被告）と事件名を書く欄があるので、それが訴状の写しのそれと一致しているかは確認するのでは。いずれにしろ、訴えたことの証明なので、それが証明されればよいのでは。
- もし偽物の訴状をつけて裁判所から訴訟提起証明を取り付けたとしても、すぐに嘘と発覚する。JP-DRP に基づく手続きで勝った方が裁判所に訴えられる。負けた方が偽の訴状で訴訟提起証明書を裁判所から取り付けたとしても、勝った方は「私、訴えられていません」とすぐ言うだろう。偽の訴状の写しを利用して訴訟提起証明を裁判所から取り付ける意味はない。
- 「出訴したとの文書の提出がなければ」と改定する。「出訴したとの文書」では、誰がそのような文書を作ってもよいかのように読めるので、「出訴したことを証明する文書」でよいか。
- よいのでは。（委員、JPNIC）
- 「証明する」というのは、誰が証明しているのか？どのレベルで？「疎明」ではダメだろうか。
- 「疎明」はダメだと思う。例えば訴訟を提起したことの証明書なら、証明するのは裁判所だろう。
- 「証する」ならよいかも知れない。
- 「示す」では軽過ぎるか。
- 「示す」は軽過ぎるだろう。
- 裁判所の受領印のある訴状の他に、「裁判所による訴訟提起証明書」を括弧書きの例示の中に含めればよいのでは。
- 「もしこの10日間の間に、登録者から出訴したとの文書の正本の提出があったときには」のところも「出訴したことを証する文書」とし、「正本」は削除することでよいか。
- なお書き（「なお、上記の正本にかえ、写しを提出することができる。」）は削除してよいのではないか。
- 取下書の正本というのは何を指すのだろうか。取下書に印鑑を押したものは裁判所に出してしまう。わざわざ「の正本」と書いていることに意味があるのか。JPRS に正本を渡すのか？という疑問も。
- 正本、JPRS に出しても返してもらえないと思う。

- 提出というよりも、正本または原本を提示して、提出は写しということなのではないのか。
- だから正本は「受領する」と書いてあるのでは。「写し」は提出と書いてある。
- UDRP では、信頼できる証拠があれば、という書き方。
- 出訴したことを証明する「和解契約書」、「取下書および申立人の同意書」、および「確定判決またはそれと同一の効力を有する文書」の後についている「正本」を全部取ればよいか。「和解契約書」、「取下書および申立人の同意書」、「確定判決またはそれと同一の効力を有する文書」を受領するまでは（JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない）、としたらどうか。
- 「受領」でよいのか。
- 「提出」と言うのと返してもらえない気がするという意見があるので。
- UDRP はどうなっているか。
- UDRP は satisfactory な evidence と書いてある。正本とかは書かれていない。
- 裁判所や公証役場に提出したものが原本と考えるなら、正本は出せないのでは。
- 正本はあるのでは。裁判所や公証役場で当事者がもらえるものは正本では。正本にあたるものはある。
- 取下書には当事者が印鑑押すだけなので、正本も何もないような気がする。（委員複数名、JPNIC）
- 取下書は正本云々は関係ない。取り下げたことが確認できればよい。両当事者が印鑑押したものがあればよいのでは。
- コピーで問題はあるか。
- しかし、和解契約書は公正証書化まで求めている。それであれば、取下書は印鑑を押したものを作成してもらうべきでは。確定判決については、どうか。
- しかし、判断は JPRS が個別に行うので、写しで十分では。
- 写しを提出することができるかとあるし、「～の正本」と削除し、なお書きを消すか。UDRP の軽さに合わせるなら写しで十分という気もするか。
- 上申書のようなものが出てくるイメージか。このように和解が成立したので裁定を実施して下さいといった内容が上申書に書かれていて、和解契約書が添付されているということか。それであれば写しで十分のような気もする。
- 和解契約書、取下書および申立人の同意書、確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写しが JPRS に提出されるまで、以下の手続も行わない、でよいか。
- 一同、異論し。

#### 4. 今後の予定

委員長の井上氏より、電子メールの取り扱いに関する作業について確認して頂きたい旨依頼があった。JIPAC で 3 月 7 日に申立書および答弁書等の提出（送付）手段を電子メールに限ることの取り扱いの可否について検討することになったため、2 月 28 日までに手続規則の改定案を委員会から JIPAC に提出することとなった。そのため、事務局より 23 日（木）を目途に資料 3 の改定案を委員会に送ることとなった。

## 5. その他

以上をもって議事は終了し、20時59分に委員長の井上氏により閉会された。

以上